

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成11年1月25日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 1時49分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	久末委員長、中村副委員長、前田・佐野・倉田・吹田・佐々木(政) ・阿部・高階 各委員		
説明員	福祉部長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に佐野・佐々木(政)両委員を指名。継続審査案件を一括議題とし、理事者より報告を受ける。
「福祉部保護課元職員の不正事件に関する報告について」

福祉部長

経過等について概括的に説明する。

事件の発端は「生活保護受給者が無届けで働いている」という一市民からの通報が当時地区担当の成沢ケースワーカーにあり、この時点で成沢はこの生活保護受給者が働いていることは承知していなかった。それを受け家庭訪問を行い、「稼働収入は小樽市に返還してもらうことになるが5万円を出せば見逃す」と言って昨年1月23日頃5万円を受け取ったものである。この件については収賄として起訴されており、その外に別件で詐欺で逮捕、追送致されている。この件に関しては4回の公判を経ており、昨年6月12日に懲役3年、追徴金5万円の判決があり、刑が確定している。本人は現在、服役中である。

今回の不正事件は社会的弱者である生活保護受給者に対し、あたかも小樽市の決定事項として接する、あるいは無届け収入を見逃すとして金品を受領するなどその行為は悪質である。改めて、職員を指揮監督する立場としてその責任の重さを痛感しており、この席を借り深くお詫びする。

被害額の確定についてだが、本人が逮捕され、その際に家宅捜索を受けた。この時に成沢が担当していたケース記録台帳を初め関係書類が押収された。この関係書類が昨年8月20日に返還されたので福祉部内にこの不正事件に係る調査検討委員会を設置し、調査を行ってきた。この基本方針としては裁判で明らかになった事例以外の全てにわたって再検討することとした。これは平成7年から平成10年2月まで成沢ケースワーカーが南部保護係在職期間に担当した全ケースについて調査するということである。この調査をすることで1日も早い解決をし、再発防止と信頼回復に努めるという基本方針で行い、この度、庁内合意を得、被害額が確定した。公判の中で起訴された分が6人分で166万2,321円、検討委員会で判明したものが9人分で71万5,848円となった。合わせて被害金額は15件で237万8,169円(人数は14人)である。

被害者への損害賠償についてだが、成沢ケースワーカーが詐取した金額は本来的には小樽市の福祉事務所としては収入として認定をし、生活保護法に基づく返還命令をかけ、返還してもらうものであるが、被害を受けた生活保護受給者は既に成沢を通して市に返還したという認識である。一番の解決方法は成沢がだまし取った金額を被保護者に返して、その後市が、正規の手続きを経て返還命令をかけるというのが望ましいが、成沢は懲戒処分となり、3年の実刑判決を受け服役中であり、返済に充てるべき資産は皆無であるという問題がある。さらに親族も弁済する意思は有しているが、具体的な手立てが見つからない状況である。2つ目には被害を受けた生活保護者は既に市に返還しているという考えだが、法律的な返還事務はまだ未解決である。この問題がこれ以上長期に延びることは、被害者にとって精神的・金銭的負担をかけることになるので、早急に手立てすることが必要である。3つ目には調査の中で今回の事件についてはケースワーカーがその職務に関連した不法行為により損害を与えたということについては民法第715条の使用者責任も出てくることになる。これは被害者が告発することになるが、それを待っている訳にはいかない。

4つ目には再発防止と生活保護行政に対する信頼回復、さらにはケースワーカーの士気を考慮し対応しなければならない。こういった観点から、この度、総務部、財政部、市有財産等評価委員会の庁内合意と市長判断を得、第1回定例会に損失補填及び賠償金として議案及び補正予算を提出することになった。これについては、一時的に市費による立て替え払いをすることは大変心苦しく、市民並びに議会に対して申し訳ないが、これを議決いただいた後、国家賠償法第1条に準じた取り扱いをしたいと考えている。具体的には元職員成沢に対し、求償権を行使し、この損害額を返還してもらうということで家族の理解を得ているので、議決後、担当課長を刑務所に派遣し、本人と再

度確認する中で、損害額を市に返済してもらうということで現在、進めている。

保護課長

平成10年6月12日に懲役3年、追徴金5万円という判決が出ている。6月26日に刑が確定し、8月20日に札幌地方検察庁小樽支部より押収されていた関係書類が返還された。小樽市としては事件の全容を明らかにして、再発防止と起訴された6件以外にも被害がなかったかどうか確認する必要があるとして、福祉部内に保護課長を委員長として主幹、査察指導員、主査など9名からなる元福祉部保護課職員の不正受給に関する調査検討委員会を設置し、成沢が平成7年6月から逮捕されるまでに担当した全ケースについて調査・検討を進めることとした。

調査の方法としては、平成10年9月17日に第1回委員会を開催し、統一の調査票を使用し、収入、資産、貸付金、年金、その他について1ケースずつチェックする方法をとった。その間、ケース記録と挙証書類との確認、また、必要に応じて社会保険事務所、公共職業安定所、生命保険会社、被保護者の稼働先への照会、社会福祉課に保管してある収入通知書との照会を行うとして調査員の意思統一を図った。

委員会の翌日から10月末まで調査員がこれらの調査を行った。その中で「要調査分」として41件のケースを選び出している。これらについて平成10年11月19日に第2回検討委員会を開催し、調査担当員から説明を受け、ケース記録、挙証書類、照会の結果等を検討し、A．明らかに不正があったと判断されるケース、B．不正があった疑いが書類上確認できないケース、C．不正がなかったと判断するケースに振り分けた。

平成10年11月26日に第3回調査検討委員会を開催し、前回振り分けたAの14ケース、Bの4ケース、計18ケースの再要調査ケースについて検討を行うとともに、この全てのケースについて実態調査を行うこととした。翌日から各調査員が対象の被保護世帯を訪問し、実態調査を行い平成10年12月16日に第4回調査検討委員会を開催し、過去3回にわたる調査・検討結果を総合的に判断し、調査結果をまとめ、12月22日に福祉部長に報告した。

内容としては平成7年6月から平成10年2月までに成沢が担当した136ケース（廃止ケースが33ケース、継続ケースが103ケース）について調査をした。この内、問題有りとしたケースが、14ケース、15件、問題無しとしたケースが1ケース、死亡や転居先不明により調査不能としたケースが2ケース、被害額については237万8,169円、内訳としては起訴された分6件、166万2,321円、今回の調査で判明した分9件、71万5,848円となっている。

（具体的内容について資料により説明）

以上について平成11年1月7日に市長に報告している。

この調査の結果を踏まえ、この事件の解決についてどうすべきかを検討した結果、先程部長から説明したように本人が服役中であるなどの問題点もあり、小樽市としては成沢の個人的な犯罪ではあるが、職務を利用して被保護者から詐取したものであり、早期決着を図る観点からも民法第715条に基づき、使用者責任として小樽市が成沢に代わって被保護者に弁済し、小樽市に返還してもらうことを考えた。

このことにより、小樽市が成沢に対して求償権を持つことになり、弁済方法については出所後誠意をもって話し合っていきたいと考えている。求償をより確実にするために去る1月19日に成沢の母親に面会し、趣旨を説明すると同時に返還について了解を求めてきた。

再発防止策についてだが、事件後いち早く福祉部内に福祉部次長をキャップとして福祉部職場考査検討委員会を設置し、このような事件を二度と起こしてはならないという決意から対応策の検討を進めてきた。その結果、第一に主幹を配置し、査察指導員の業務の一部を吸い上げて査察指導員がケースワーカーの指導・監督に専念できるような体制を作った。第二に市民からの苦情、情報については相談室に集約し、その内容について福祉部長まで決裁を取ることにした。第三に毎週実施している査察指導員会議を充実強化し、意思の疎通を良くして、活発な意見を交換できるような明るい職場づくりに努めている。第四に生活保護のしおりに「担当員はお金を扱いません」と記

載するとともに、職員にも徹底をし、保護手帳にも記載するなど保護世帯に対する周知を行っている。第五にケースワーカーの士気の高揚を図るために昨年5月に市長との懇談会を開催し、また福祉部長との話し合いの場を持った。第六に保護課で毎月行っている職員研修にメンタルケアの講座を設け、実施した。その外、細かい点について改善を行っているが、更に継続して職場の改善を実施していくこととしている。

この事件によって、厚生常任委員に多大なご迷惑をお掛けしたことを心からお詫びする。

委員長

これより一括質疑に入る。

阿部委員

事件の経過について

調査により判明した中で、一番古い事件はいつか。

保護課長

平成8年5月である。

阿部委員

その中身を示せ。

保護課長

資料の のケースである。

阿部委員

どうしてその時点で分からなかったのか。

(福祉)高橋主幹

一つはケース記録に一切記載していなかったためである。今回判明したのは全件についてしらみつぶしに調査を行ったためであり、通常の点検では分からなかったというのが実情である。

阿部委員

年金脱退金などの収入があった場合は受給者から申請がなければ市としては分からないのか。

保護課長

原則として収入申告をすることになるが、保護歴などから受給指導をし受け取るものもある。

阿部委員

成沢氏が自分の担当ケース以外と接触していた可能性はないのか。

保護課長

今回の調査は成沢が代理で新規を起こしたケースや、成沢の区域から他の区域に転居したケースも含めて行っているものでこれ以外で問題となるケースがある可能性は少ないと思う。

阿部委員

根本的には訪問の仕方に問題があると思う。複数で訪問すればこうした問題は起きないと思うが、今後の訪問方法についてはどう考えているのか。

保護課長

普段の訪問まで複数にすることはできないが、主幹を配置し係長職が査察指導員に専念するようにしたのは同行訪問の強化を主な目的として行っている。

高階委員

事件の経過について

成沢がケースワーカーとして在職していた期間を示せ。

保護課長

平成5年4月から平成10年2月までである。

高階委員

最初の事件は平成8年5月に起きたものであるというが、それ以前は全く大丈夫なのか。

保護課長

平成5年から平成7年までは北部保護係にいた。成沢が北部係で担当していた地域は既に2代、担当員が変わっているが、その後、特に問題がなかった。また、裁判のなかでも事件に至った経緯として、母親が平成8年3月に保育所を退職したことによりお金が借りられなくなり、犯行に及んだと言っているので、その辺りを勘案し調査についてはその期間は行わなかった。

高階委員

調査検討委員会で過去の状況を調べたというが、日常そういったことは行っていなかったのか。日常の点検で分からなくて、今回の調査で判明した違いは何か。

保護課長

チェック体制の甘さはあったと反省しているが、ケース記録上出てこなければ上司としてチェックするのは難しい。今回はケース記録に出ていないものを改めてチェックしたのでこうしたものが発見された。

高階委員

現金を取り扱ってもその人が黙っていれば分からないという体制が今回の問題を起こしたきっかけであろうと思う。今後、再発防止策を講じ、二度と起こらないようにしてほしい。

最終的な市への返還について

本人は服役中であるが、母親から返してもらおうことになるのか。

福祉部長

前段にあったチェック体制についてだが、本来であればケース記録に収入があった旨を記していれば、それを見て社会福祉課で返還に係る調定を起こすことになる。受給者はその納付書を受け金融機関で納めた後、ケースワーカーにその領収書を見せて一連の手続きは完了する。こうした正規な手続きが取られていればこうした問題は起きない。

求償権についてだが、今回の事件は公金横領や業務上横領ではないが、早期解決するため国家賠償法第1条の考えを適用し行うこととした。

母親についてはこの問題に関し、かなり心労しており、本人に成り代わって償いをしたいと言っているが、現在すぐできるという状況にないので、成沢が刑務所にいる間は母親と接点を持ち、求償権を担保していきたい。

成沢自身も60歳になれば恩給が支給され返済が可能になるとも考えている。今後も母親も含めながら本人と面談し、市で立て替えたものは返してほしいと考えている。

倉田委員

生活保護世帯に訪問する人数について

ケースワーカーを信頼すれば1人でも問題ないというが、単独であれば人間はいつ何を行うか分からない部分もある。今すぐにすぐ変えることはできないし、難しい問題もあるがこの先何か考えてはいかないのか。

保護課長

訪問は原則1人であるが、査察指導員が同行したり、女性ケースワーカーが男性の世帯に行くときには男性のケ

ースワーカーが同行するなど係の中で状況を見ながら複数でいく体制は取っている。原則は1人であるが状況を見ながら対応したい。

佐野委員

今回の事件は福祉行政、とりわけ保護行政の信頼の失墜につながったのは事実である。再発防止のため調査を行っているなど努力は認めるが、今後も引き続き信頼回復と再発防止のため気を緩めない決意で頑張ってもらいたい。

あわせて、保護者はいろいろな事情があり保護を受けているので、そのことを十分配慮してほしいとともに、ケースワーカーが今後、肩身の狭い思いをしないようにしてほしい。

委員長

質疑終結。散会宣告。